



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 8 5 号 令和 7 年 1 0 月 3 1 日発行

目 次

※は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 5 7	令和 7 年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を告示する件	防災対策推進課
5 5 8	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
5 5 9	同	同
5 6 0	同	同
5 6 1	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
5 6 2 ※	鳥獣保護区の存続期間を更新した件	鳥獣対策・里山振興課
5 6 3 ※	鳥獣保護区特別保護地区を指定した件	同
5 6 4 ※	特定猟具使用禁止区域を指定する件	同
5 6 5	建築基準法の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があった件	住宅課
5 6 6	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	出納局会計課

【公告】

番 号	表 題	担当課名
	争議行為の予告	労働雇用政策課

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
9 1	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
9 2	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
9 3	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	
9 4	政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があった件	
9 5 ※	不在者投票を行うことができる施設を指定した件の一部を改正する件	

【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1 5	令和 2 年徳島県公安委員会告示第 1 0 号（警備員等の検定等に関する規則第 2 条の表の 6 の項の上欄に規定する徳島県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認める交通誘導警備業務に係る路線及び区間を指定する件）を廃止する件	
1 6	警備員等の検定等に関する規則第 2 条の表の 6 の項の上欄に規定する徳島県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認める交通誘導警備業務に係る路線及び区間を指定する件	

【正誤】

番 号	表 題	担当課名
※	令和 7 年 5 月 9 日付け徳島県報第 8 2 5 号 中訂正	人事委員会

徳島県告示第五百五十七号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百四十四条、第一百七条第一項及び第一百八条の規定により、令和七年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和七年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日		試験種目
第五回	令和七年十二月二日 （火曜日）まで	令和七年十二月九日（火曜日）又は 十日（水曜日）のいずれか一日 予備日	令和七年十二月十一日（木曜日）	筆記試験及び適性検査
		令和七年十二月十三日（土曜日）		口述試験及び身体検査

備考

1 筆記試験及び適性検査については、インターネットを利用する方法により受験するものとする。

2 筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学、地理歴史及び公民につき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

二 口述試験及び身体検査試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名称	位 置
第五回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

三 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の初日現在で十八歳以上三十三歳未満の者で、学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの

1 拘禁刑以上の刑又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条に規定する懲役若しくは同法第十三条に規定する禁錮に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 採用予定月

令和八年三月又は四月

五 志願票の受領及び提出先

志願票は、各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出張所等で受領し、提出すること。

徳島県告示第五百五十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 辰巳工場

所在地 阿南市辰巳町一番地一九

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十三号ホに規定する廃ガス洗浄施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和七年十月三十一日から

令和七年十一月二十一日まで

2 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第五百五十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 株式会社ジェイテクト 徳島工場

住 所 板野郡藍住町奥野字山畑一番地

代表者 工場長 伊藤正人

2 工場又は事業場

名 称 株式会社ジェイテクト 徳島工場

所在地 板野郡藍住町奥野字山畑一番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十二号に規定するし尿処理施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和七年十月三十一日から

令和七年十一月二十一日まで

2 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び藍住町生活環境課

徳島県告示第五百六十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 四国化成工業株式会社 徳島工場
住 所 板野郡北島町江尻字内中須一番地
代表者 執行役員工場長 溝部昇

2 工場又は事業場

名 称 四国化成工業株式会社 徳島工場
所在地 板野郡北島町江尻字内中須一番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号口に規定するろ過施設及び同号ニに規定する廃ガス洗浄施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和七年十月三十一日から
令和七年十一月二十一日まで

2 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び北島町まちみらい課

徳島県告示第五百六十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	廃止
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	の 受 理 日	年 月 日	止
合同会社わんわん	徳島市南矢三町二丁目一六八	ヘルパーステーションわんわん	徳島市南矢三町二丁目一六八	訪問介護	令和七年八月二十二日	令和七年九月三十日	
社会医療法人川島会	同 北佐古一番町六一一	飛鳥指定訪問介護事業所	同 北佐古一番町六一一	同	同 九月九日	同	

徳島県告示第五百六十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和七年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

鳥獣保護区 の名称	区 域		面 積	存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針	
					指定区分	指 定 目 的
鮎喰川鳥獣保護区	徳島市不動本町一丁目の不動橋北詰を起点とし、同所から鮎喰川左岸堤防上道路を東に進み飯尾川第二樋門南詰に至り、同所から同樋門を北に進み同樋門北詰に至り、同所から飯尾川左岸の河川管理用通路を東に進み飯尾川と鮎喰川との合流点に至り、同所から徳島ゴルフ倶楽部吉野川コース西端との見通し線を南に進み県道徳島吉野線との交点に至り、同所から同県道を西に進み不動橋南詰に至り、同所から同橋を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		一〇〇ヘクタール	令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで	集団渡来地	この区域は、カモ類を中心とした水鳥の集団渡来地になっており、鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護を図る。
四国三郎橋鳥獣保護区	徳島市応神町東貞方のＪＲ高德線と県道土成徳島線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み吉野川北岸河川敷地と水面との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進みＪＲ高德線との交点に至り、同所から同線を南に進み吉野川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を西に進み四国三郎橋との交点に至り、同所から同橋を北に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		六三ヘクタール	同	身近な鳥獣生息地	この区域は、冬季にはカモ類を中心とする渡り鳥が飛来し、近くにある吉野川北岸河川敷グランドから容易に観察できることから、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の維持を図る。

六条大橋鳥 獣保護区	板野郡上板町と名西郡石井町との境界線と六条大橋との交点を起点とし、同所から徳島市国府町佐野塚字阿わじ方の四国電力送配電送電線鉄塔との見通し線を東に進み板野郡上板町佐藤塚の県道土成徳島線第十樋門橋北詰と名西郡石井町藍畑の藍畑小学校屋上の貯水タンクとの見通し線との交点に至り、同所から同見通し線を南に進み湿地と農地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み吉野川右岸の護岸との交点に至り、同所から同護岸を西に進み高瀬橋南詰に至り、同所から同橋を北に進み湿地と農地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み吉野川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を東に進み六条大橋北詰に至り、同所から同橋を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	八八ヘクタール	同	集団渡来地	この区域は、カモ類を中心とした水鳥の集団渡来地になつており、鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護を図る。
福井ダム湖 鳥獣保護区	阿南市福井町鉦打の県道山口鉦打線と一般国道五五号との東側の交点を起点とし、同所から国道を南西及び南に進み小野跨道橋に至り、同所から稜線を南西及び北西に進み三等三角点日ノ地（標高三三二・三メートル）に至り、同所から更に稜線を北及び北西に進み下原橋北詰に至り、同所から同橋を南に進み同橋南詰に至り、同所から稜線を西及び北に進み四国電力送配電送電線南阿波幹線の鉄塔に至り、同所から稜線を東に進み四等三角点鉦打（標高一五三・四メートル）に至り、同所から更に稜線を東に進み市道鉦打下原線新鉦打橋北詰に至り、同所から同市道を南東に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を東に進み	一九七ヘクタール	同	身近な鳥獣生息地	この区域は、阿南市南部の福井川と下原谷川が合流する付近に位置し、シイ、カシ類を主体とする照葉樹林帯に属し、これらの広葉樹が広く分布していることから、野生鳥獣の生息環境として良好であると認められる。また、同所には県営福井ダムがあり、その周辺は水際公園として整備されていることから、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の維持を図る。

高越山鳥獣保護区	吉野川市山川町奥野井の奥野井谷川中流の西の谷と東の谷との合流点を起点とし、同所から同谷を南に進み通称フジキ谷を経て同市山川町と同市美郷との境界線（通称ヤガロ尾）との交点に至り、同所から同境界線を西に進み同市山川町と美馬市穴吹町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西、北及び北東に進み通称盗人の窪の石柱に至り、同所から高越寺参道を東に進み中ノ郷庵に至り、同所から林道楠根地中ノ郷線を南東に進み市道楠根地七号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み歩道（通称奥野井楠根地街道）の起点に至り、同所から同歩道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	起点に至る線で囲まれた一円の区域
鳴滝鳥獣保護区	美馬郡つるぎ町貞光字猿飼の鳴滝谷川と貞光川との交点を起点とし、同所から同川を南東に進み同町貞光と同町一字との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み標高七九六メートルの地点に至り、同所から歩道を西に進み林道大惣大宗線との交点に至り、同所から同林道を西に進み歩道との交点に至り、同所から同歩道を北に進み林道猿飼線との交点に至り、同所から同林道を北東に進み東に派生する稜線との交点に至り、同所から同稜線を東に進み同川との交点に至り、同所から同川を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	鳴門市大麻町の鳴門藍住大橋北詰を起点とし、
六〇〇ヘクタール	同	四九〇ヘ
同	同	同
森林鳥獣生息地	同	同
この区域は、高越山の山頂から高越寺に至る天然林の群落と船窪のオンツツジの群落に代表される自然度の高い森林で構成されており、多様な鳥獣の生息に適していることから、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の維持を図る。	この区域は、鳴滝谷川を中心とした森林地域であり、常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、スギ、ヒノキ人工林等多様な森林で構成されており、地形が急傾斜であるため、人を寄せ付けない地形であり、多様な鳥獣の生育に適していることから、鳥獣保護区に指定し、現況の地形及び植生の保全並びに鳥獣の生息環境の維持を図る。	この区域は、レンコン畑を

トリ鳥獣保護区	同所から市道板東藍住線を北に進み市道板東南中央一号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み県道徳島北灘線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道池谷萩原春日橋線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道池谷浜田一号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道高畑居屋敷西一号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道高畑居屋敷西中央線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道高畑松村竹添線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道堀江中央線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道土池川放水路北線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道第二大谷川東線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道津慈広島線との交点に至り、同所から同県道を南西及び北西に進み県道徳島北灘線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道津慈板東橋線との交点に至り、同所から同市道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域
クタイトル	
	中心とした広大な湿地が広がり、水生生物が豊富に生息しているため、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定に基づく国内希少野生動植物種かつ国の特別天然記念物であるコウノトリが飛来し、その繁殖地として期待されていることから、希少鳥獣生息地の鳥獣保護区に指定し、当該区域の静寂を保持し、コウノトリをはじめとする鳥類の生息環境の保全を図る。

徳島県告示第五百六十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

令和七年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

特別保護地区の名称		区 域		面積	存続期間	特別保護地区の保護に関する指針	
高越山鳥獣保護区特別保護地区		吉野川市山川町楠根地から高越寺に至る楠根地参道一一丁目の石標を起点とし、同所から南西に約一キロメートル進み奥野井谷川上流の通称垢離取り川との交点に至り、同所から奥野井谷を北西に進み通称茅の丸に至り、同所から稜線 ^{（一）} を北東に進み同市と美馬市との境界線との交点に至り、同所から植生界を北東、東及び南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		一〇〇ヘクタール	令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで	森林鳥獣生息地	この区域は、天然林及びオンツツジの群落を有し、多様な鳥獣の生息に適していることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の良好な生息地の確保を図る。
鳴滝鳥獣保護区特別保護地区		美馬郡つるぎ町貞光字猿飼の鳴滝谷川と貞光川との交点を起点とし、同所から同川を南東に進み同町貞光と同町一字との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み標高七九六メートルの地点に至り、同所から歩道を西に進み林道大惣大宗線との交点に至り、同所から同林道を西に進み歩道との交点に至り、同所から同歩道を北に進み林道猿飼線との交点に至り、同所から同林道を北東に進み東に派生する稜線 ^{（二）} との交点に至り、同所から同稜線を東に進み同川との交点に至り、同所から同川を南東に進み起点に至る線で囲まれ		六二ヘクタール	同	同	この区域は、鳴滝谷川を中心とした森林地域であり、常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、スギ、ヒノキ人工林等多様な森林で構成されており、地形が急傾斜であるため、人を寄せ付けない地形であり、多様な鳥獣の生育に適していることから、特別保護地区に指定し、現況の地形及び植生の保全並びに鳥獣の生息環境の維

	た 一 円 の 区 域					持 を 図 る。
--	----------------------------	--	--	--	--	-------------------

徳島県告示第五百六十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

二 特定猟具使用禁止区域の名称、区域、面積及び存続期間

名 称	区 域	面 積	存続期間
入田特定 猟具使用 禁止区域	徳島市入田町月ノ宮の市道入田春日橋線入田春日橋北詰を 起点とし、同所から同市道を南に進み県道神山鮎喰線との交 点に至り、同所から同県道を西に進み同市と名西郡神山町と の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み県道 神山国府線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点 に至る線で囲まれた一円の区域	六五ヘク タール	令和七年 十一月一 日から令 和十二年 十月三十 一日まで
吉野川河 口特定猟 具使用禁 止区域	徳島市東吉野町二丁目の吉野川大橋南詰を起点とし、同所 から県道徳島吉野線を西に進み新町樋門に至り、同所から吉 野川橋南詰から五本目の橋脚との見通し線を北東に進み同橋 脚に至り、同所から吉野川大橋南詰から五本目の橋脚との見 通し線を東に進み同橋脚に至り、同所から阿波しらさぎ大橋 南詰から二本目の橋脚との見通し線を東に進み同橋脚に至り 、同所から同橋東側にある吉野川中洲の北端との見通し線を 北東に進み同所に至り、同所から吉野川右岸河口の河川管理 区域境界標との見通し線を南東に進み同境界標に至り、同所 から県道沖ノ洲埠頭線を西に進み起点に至る線で囲まれた一 円の区域	二六一ヘ クタール	同
鮎喰川特 定猟具使 用禁止区 域	徳島市不動本町一丁目の不動橋北詰を起点とし、同所から 同橋を南に進み市道鮎喰・北島田堤上線との交点に至り、同 所から同市道を南西に進み上鮎喰橋東詰に至り、同所から県 道神山鮎喰線を南西に進み同市一宮町の鮎喰川に架かる水道 橋の南詰に至り、同所から同水道橋を北に進み同水道橋の北 詰に至り、同所から県道鬼籠野国府線を北東に進み上鮎喰橋 西詰に至り、同所から市道南岩延堤上線を北東に進み中鮎喰 橋西詰に至り、同所から市道不動西堤上線を北東に進み起点 に至る線で囲まれた一円の区域	一九〇ヘ クタール	同

勝浦特定 猟具使用 禁止区域	勝浦郡勝浦町大字棚野の横瀬橋東詰を起点とし、同所から町道棚野立川線を南西に進み棚野ダム南端に至り、同所から同ダムを北に進み町道横瀬立川線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み坂本川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を西に進み県道徳島上那賀線坂本川橋西詰に至り、同所から同県道を北西に進み町道横瀬与川内線との交点に至り、同所から同町道を東に進み同県道との交点に至り、同所から同県道新浜勝浦線を北及び東に進み同町大字沼江字今山の今宮神社前に至り、同所から今山谷川左岸を北東に進み同川と勝浦川との合流点に至り、同所から同川左岸を北西に進み同町と徳島市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み県道徳島上那賀線との交点に至り、同所から同県道を南及び西に進み生名谷橋東で町道生名中央線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み同町大字久国字時安で同県道との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	三七七ヘクタール	同
藍住特定 猟具使用 禁止区域	板野郡上板町第十新田の第十樋門橋南詰を起点とし、同所から旧吉野川右岸を北東、北及び東に進みJR高德線との交点に至り、同所から同線を南に進み県道土成徳島線との交点に至り、同所から同県道を西に進み県道徳島北灘線四国三郎橋北詰に至り、同所から同県道を南に進み吉野川左岸汀線との交点に至り、同所から同汀線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	二、〇三〇ヘクタール	同
宮川内容 川特定猟 具使用禁 止区域	板野郡板野町大寺の豊年橋南詰を起点とし、同所から宮川内容川右岸堤防を西及び南西に進み同郡上板町と阿波市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み同川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を東及び北に進み下原樋門南詰に至り、同所から同樋門を北に進み町道五二七号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道三五七号線との交点に至り、同所から同町道を北及び北西に進み赤鳥居橋西詰に至り、同所から町道二号線を東及び南東に進み日吉橋北詰に至り、同所から同堤防を北東に進み切原橋北詰に至り、同所から町道四号線を北に進み八坂橋北詰に至り、同所から町道三九五号線を南東に進み同町と同郡板野町との境界線との交点に至り、同所から同堤防を東に進み唐ノ口谷川との交点に至り、同所から同川を北に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南東に進み同堤防との交	五六ヘクタール	同

那賀川・羽ノ浦特定猟具使用禁止区域	点に至り、同所から同堤防を東に進み豊年橋北詰に至り、同所から同橋を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
阿南市平野部特定猟具使用禁止区域	阿南市那賀川町中島の一般国道五五号と県道中島古庄線との交点を起点とし、同所から同県道を西に進み県道阿南羽ノ浦線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道古毛古庄堤防線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道勝浦羽ノ浦線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道岩脇公園二号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み羽ノ浦山並み遊歩道の起点に至り、同所から同遊歩道を北に進み同市と小松島市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東及び北に進み同国道との交点に至り、同所から同国道を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	一、五六〇ヘクタール	同
阿南市平野部特定猟具使用禁止区域	阿南市上中町的那賀川橋南詰を起点とし、同所から県道富岡港南島線を東に進み同市辰己町の同県道終点に至り、同所から防潮堤を南東及び南に進み派川那賀川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を西に進み桑野川左岸を経て南西に進み同市横見町の同川を渡る水道管との交点に至り、同所から同水道管を南東に進み同川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北東及び東に進み派川那賀川右岸を経て淡島海岸防潮堤（一部山裾）との交点に至り、同所から同防潮堤（一部山裾）を南西に進み県道富岡港線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道畛中林線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道中林中線との北側の交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道畛中林線との南側の交点に至り、同所から同市道を西に進み県道戎山中林富岡港線との交点に至り、同所から同県道を南に進み市道北ノ脇大浜線との交点に至り、同所から同市道を東に進み防潮堤との交点に至り、同所から同防潮堤を南西に進み同防潮堤の南端に至り、同所から歩道を西に進み市道北ノ脇南林線との交点に至り、同所から同市道を西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道長浜大潟線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道大潟団地海岸線との交点に至り、同所から同市道を南及び西に進み住吉神社に至り、同所から防潮堤を西に約六〇〇メートル進み答島港東岸壁との交点に至り、同所から答島港の海上を西に進み対岸の同市津乃峰町と同市橘町との境界線の東端に至り、同所から同境界線を西に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から同国道を北	三、六〇〇ヘクタール	同

	に進み県道津乃峰筒崎線との交点に至り、同所から同県道を西に進み国道を経てＪＲ牟岐線露田踏切に至り、同所から同線を北東に進み阿波橋駅を経て橋第一踏切に至り、同所から市道津乃峰参道線を北及び西に進み津乃峰鳥獣保護区との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西及び西に進み津峯神社に至り、同所から同市見能林町と同市長生町との境界線を北に進み同市長生町と同市宝田町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西及び北に進み桑野川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南西に進み長生橋との交点に至り、同所から同橋を南に進み同川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西及び南に進み明谷橋東詰に至り、同所から同橋を西に進み県道羽ノ浦福井線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道西方下大野線との交点に至り、同所から同市道を西及び北に進み県道阿南勝浦線との交点に至り、同所から同県道を西に進み県道大井南島線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み熊谷川との交点に至り、同所から同川を北及び北西に進み那賀川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北に進み畑田川との交点に至り、同所から同川を北東に進み水路との交点に至り、同所から同水路を北東に進み県道阿南勝浦線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み持井橋南詰に至り、同所から市道那賀川堤上線を東に進み県道大井南島線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
宇井谷・桑野谷特定猟具使用禁止区域	阿南市新野町廿枝の県道羽ノ浦福井線と市道廿枝室ノ久保線との交点を起点とし、同所から同市道を北西に進み県道阿南相生線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み県道山口鉦打線との交点に至り、同所から同県道を北東及び北西に進み市道薫野重友線薫野橋南詰に至り、同所から同市道を北東に進み桑野川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北西及び東に進み一般国道一九五号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み県道羽ノ浦福井線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	四四三ヘクタール	同
牟岐・灘特定猟具使用禁止区域	海部郡牟岐町大字橘のＪＲ牟岐線辺川駅を起点とし、同所から町道辺川駅前線を東に進み町道小松線との交点に至り、同所から同町道を北に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み標柱（徳島県公安委員会牟岐警察署管理）に至り、同所から北東に入る道を進み谷に至り、同所から同谷を南に進み町道なぎ線との交点に至り、同所か	五六五ヘクタール	同

脇町・岩	ら同町道を南西に進み町道辺川二号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道辺川一号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道横瀬二号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道横瀬一号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み同国道との交点に至り、同所から同国道を西に進み町道牟岐橋との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道大坪線との交点に至り、同所から同町道を東に進み北側の山道との交点に至り、同所から同山道を東に進み町道市宇谷二号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道市宇谷一号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み山道との交点に至り、同所から同山道を東に進み県道日和佐牟岐線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み第四展望台を経て谷との交点に至り、同所から同谷を南に進み海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南西に進み小張崎を経て家谷造船所に至り、同所から漁港突堤を西に進み対岸の突堤を経て牟岐町漁業協同組合倉庫（旧皆谷造船所）に至り、同所から海岸線を南及び西に進み内妻川河口の同国道内妻大橋に至り、同所から同国道を北東に進み町道大谷一号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み山道との交点に至り、同所から同山道を南西に進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を西に進み更に山田トンネルを越え西及び北西に進み四国電力送配電送電線との交点に至り、同所から同送電線を北東に進み町道不動前一号線との交点に至り、同所から同町道を北西及び北東に進み町道大山二号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道奥前線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み旧百々観音に向かう山道（光明精舎西側）との交点に至り、同所から同山道を北及び南東に進み谷との交点に至り、同所から同谷を南東に進み正観寺に至る山道との交点に至り、同所から同山道を南東に進み正観寺天照殿を経て天照殿横に至り、同所から杉谷ハイツ西側の四国電力送配電送電線甲浦支線鉄塔との見通し線を南東に進み同鉄塔に至り、同所から送電線を北東に進み海部老人ホーム南の稜線上の同送電線鉄塔に至り、同所から同老人ホーム建物東端との見通し線を北に進み同町大字中村と同町大字川長との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進みJR牟岐線との交点に至り、同所から同線を北及び北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域
一、二七	同
美馬市脇町野村の県道鳴門池田線と野村谷川との交点を起	

倉特定猟 具使用禁 止区域	点とし、同所から同川を北に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東に進み県道大谷脇町線との交点に至り、同所から同県道を北に進み大谷川橋西詰に至り、同所から市道脇町五号線を東に進み市道脇町一七号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道脇町一八号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道脇町二八一号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み一般国道一九三号との交点に至り、同所から同国道を北及び南に進み上曽江谷橋西詰に至り、同所から市道脇町五二〇号線を南東に進み同市と阿波市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み県道鳴門池田線との北側の交点に至り、同所から同県道を西に進み同国道との交点に至り、同所から同堤防を西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	四ヘクタール
大川持特 定猟具使 用禁止区 域	三好市山城町末貞の一般国道三二号と一般国道三一九号との交点を起点とし、同所から同国道を西に進み青雲橋南詰に至り、同所から同橋を北に進み銅山川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を西に一四〇メートル進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を北に進み林道大川持線との交点に至り、同所から同林道を東に進み市道大川持五号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大川持一号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大門川口線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道大川持三号線との交点に至り、同所から同市道を西及び北東に進み市道大川持明神線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道大門川口線との交点に至り、同所から対岸稜線突端との見通し線を南東に進み一般国道三二号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	二五ヘクタール
池田特定 猟具使用 禁止区域	三好市井川町西井川の一般国道三二号四国中央橋南詰を起点とし、同所から同国道を西及び南西に進み市道細野板野線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道野呂内三縄停車場線との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道三縄停車場黒沢線との交点に至り、同所から同県道を南に進み市道漆川橋大利線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道山城東祖谷山線との交点に至り、同所から同県道を北に進み同国道との交点に至り、同所から同国道を北に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を西に進み	三八二ヘクタール
	同	同

			県道白地州津線との交点に至り、同所から同県道を北東及び東に進み一般国道三二号との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域並びに同市池田町白地の白地牧場の外周で囲まれた区域
滝久保特定猟具使用禁止区域	三好郡東みよし町東山字滝久保の町道岸上滝久保線と松葉谷との交点（指出橋）を起点とし、同所から同谷を北西に進み滝久保谷川支流との交点に至り、同所から同川支流を北東に進み町道男山滝久保線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み町道滝久保中線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道岸上滝久保線との交点に至り、同所から同町道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	六二ヘクタール	同
吹特定猟具使用禁止区域	三好市井川町井内東の県道大利辻線と影谷との交点を起点とし、同所から同谷を東に進み農道檜山吹線との交点に至り、同所から同農道を南西に進み農道吹正夫線との交点に至り、同所から同農道を東に進み正夫谷との交点に至り、同所から同谷を西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	七〇ヘクタール	同
貞光第二特定猟具使用禁止区域	美馬郡つるぎ町半田字中藪の美馬橋南詰を起点とし、同所から同橋を北に進み同町と美馬市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東、北東及び南に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	一七一ヘクタール	同

徳島県告示第五百六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和七年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

日本建築検査協会株式会社

東京都中央区日本橋三丁目一三番一一号

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前 構造判定部

東京都中央区日本橋二丁目一二番六号

変更後 構造判定部

東京都中央区日本橋二丁目一二番九号

三 変更する日

令和七年十一月一日

徳島県告示第五百六十六号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 契約に係る特定役務の名称及び数量

財務会計システム改修（POSシステム導入対応等）業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県出納局会計課

徳島市万代町一丁目一番地

三 契約の相手方を決定した日

令和七年九月十六日

四 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社NTTデータ四国

愛媛県松山市三番町四丁目九番地六

五 契約金額

五千百十五万円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

公 告

徳島県厚生連労働組合から二〇二五年年末一時金要求に関して令和七年十月三十一日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

令和七年十月三十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

阿南市宝田町川原六一

阿南医療センター

吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島二二〇

吉野川医療センター

阿波市市場町市場字岸ノ下一九〇、一

阿波病院

徳島県選挙管理委員会告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があったので、同法第七条の二第二項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和七年十月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
堀井れい後援会	堀井麗以	堀井彩花	名西郡石井町高川原字高川原 一七六九番地二	令和七年 九月十八日
草 莽 崛 起 （後藤しおん後援会）	後藤詩音	木村 豊	徳島市南矢三町一丁目九一五 メゾン城西四〇五号	令和七年 九月二十二日
かじはらちひろ後援会	梶原ちひろ	松浦 大	阿南市那賀川町上福井南川渕 一三四一五五	令和七年 九月三十日
矢野雄大を応援する会	矢野雄大	矢野雄大	鳴門市大麻町松字中山田 一三一一一六	令和七年 十月一日
佐古竜巳後援会	十枝 修	上野敏夫	阿南市宝田町川原九〇	令和七年 十月二日
新しい風の会	江本 満	江本 満	鳴門市撫養町斎田字大堤二一四	令和七年 十月七日
			鳴門市撫養町大桑島字北ノ浜	令和七年

高木あすか後援会

高木飛鳥

日下夢奈

六七番地

十月七日

徳島県選挙管理委員会告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一 政党の支部

政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項	
徳島維新の会		浦野靖人		代表者の氏名	
浦野靖人		浦野靖人		新	
池下卓		旧		異動の内容	
令和七年九月三十日		異動年月日			

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	大橋 祥太
政治団体の名称	代表者の氏名			異動事項	
	代表者の氏名	会計責任者の氏名			

徳島県選挙管理委員会告示第九十三号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
令和七年十月三十一日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

秋岡芳郎後援会	政治団体の名称
福居士郎	代表者の氏名
令和七年十月十四日	解散年月日

徳島県選挙管理委員会告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

資金管理団体の届出をした者 (代表者)の氏名		資 金 管 理 団 体			指定年月日
氏 名	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
矢 野 雄 大	鳴 門 市 議 会 議 員	矢野雄大を応援する会	鳴門市大麻町松字中山田二三―一二六	矢 野 雄 大	令 和 七 年 十 月 一 日

徳島県選挙管理委員会告示第九十五号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和七年十月二十二日から施行する。

令和七年十月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一の表45の項中「医療法人敬愛会 南海病院」を「風の笛ホスピタル」に改める。

徳島県公安委員会告示第 15 号

令和 2 年徳島県公安委員会告示第 10 号（警備員等の検定等に関する規則第 2 条の表の 6 の項の上欄に規定する徳島県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認める交通誘導警備業務に係る路線及び区間を指定する件）は、令和 8 年 3 月 31 日限り、廃止する。

令和 7 年 10 月 31 日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝

徳島県公安委員会告示第 16 号

警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 2 条の表の 6 の項の上欄に規定する徳島県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 10 月 31 日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝

路 線	区 間
1 一般国道 11 号	徳島県の全域
2 一般国道 28 号	徳島県の全域
3 一般国道 32 号	徳島県の全域
4 一般国道 55 号	徳島県の全域
5 一般国道 192 号	徳島県の全域
6 一般国道 193 号	徳島県美馬市脇町の全域
7 一般国道 195 号	徳島県の全域
8 一般国道 318 号	徳島県の全域
9 一般国道 438 号	徳島県徳島市、名東郡佐那河内村及び美馬市美馬町の全域
10 主要地方道徳島引田線	徳島県の全域
11 主要地方道鳴門池田線	徳島県の全域
12 主要地方道松茂吉野線	徳島県の全域
13 主要地方道徳島吉野線	徳島県の全域
14 主要地方道羽ノ浦福井線	徳島県の全域
15 主要地方道徳島環状線	徳島県の全域

16	主要地方道徳島鴨島線	徳島県の全域
17	一般県道宮倉徳島線	徳島県徳島市の全域
18	一般県道土成徳島線	徳島県の全域
19	一般県道大林津乃峰線	徳島県の全域

正 誤

令和七年五月九日付け徳島県報第八百二十五号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
十四	九	「総務課課長補佐」を「総務危機管理課長補佐」	「総務課課長補佐 総務課財政係長」を「総務危機管理課長補佐」
十四	二十一	に改める。	に改め、同表海部郡特別養護老人ホーム事務組合の項を削る。